

## 庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 15日

案件名	市立小学校への校務支援システム導入について											
所管	教育	局	区	部	総合学習センター	課	担当者	内線				
概要	<p>文部科学省において、校務支援システムの普及促進により、教育の質の向上と教員の業務負担の軽減を目指すこととして いる中、本市においても中学校では平成28年度から運用を開始し一定の効果が得られているところである。 一方、小学校では未導入であるため、学習指導要領の改訂に伴い変更された評価方法への対応、指導と評価の一体化に よる学力向上、校務の効率化によって生み出される時間を子どもとの関わりへ還元させることなどを目的とし、小学校におい ても校務支援システムを導入するもの</p>											
審議内容 (論点)	<p>校務支援システムの導入 今後のスケジュールについて</p>											
実施計画の 位置付け	なし	施策番号及び 実施計画事業名										
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	26日	政策調整会議	年	月	日				
	局・区経営会議	平成29年	11月	22日	政策会議	年	月	日				
日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期		報道への情報提供			なし				
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供			なし				
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報等の目的外利用等		なし							
検討経過等	関係部局との 調整		関係部局名等			調整項目			調整状況			
			情報政策課			情報システム評価			実施済			
	打合せ・会議の経過											
			月日	会議名等			内容					
			H28.6~H28.10	小学校校務の情報化推進検討会			校務支援システム導入の検討(検討会3回、作業部会4回)					
		H28.12.27	教育行政調整会議			校務支援システム導入の必要性の確認						
		H29.7.5	教育行政調整会議			校務支援システム導入に向けた方向性の確認						
		H29.10.26	関係課長会議			市立小学校への校務支援システム導入について						
備考												
関係課長会議 の結果等	原案を	上部庁議へ付議する。					(局経営会議)					
関係課長会議 の出席課・ 機関等	企画政策課 学校教育課	情報政策課 学校保健課(代)			財務課 学務課(代)			教育総務室 総合学習センター				
これまでの 庁議での 主な意見	<p>システム導入済みである中学校での効果はどうだったか。 データの連動による校務の効率化につながったとの報告があった。 成績表の誤記載の発生要因は何か。システム導入により誤記載は無くなるのか。 コピー&amp;ペースト作業の繰り返しは誤記載の主な要因である。共通データベースの活用により誤 記載は無くなるかと考えている。 退勤時間以外の視点からも、効果測定を行ってほしい。 小学校卒業時の中学校へのデータ移行について、情報の管理に留意してほしい。 データ移行の範囲には食物アレルギー等の情報も含まれるのか。 現時点では含まれない。 システム導入により学力向上への間接的支援になれば望ましい。</p>											

## 事案の具体的な内容

### (1) 事案の概要

文部科学省において、校務支援システムの普及促進により、教育の質の向上と教員の業務負担の軽減を目指すこととしている中、本市においても中学校では平成28年度から運用を開始し一定の効果が得られているところである。

一方、小学校では未導入であるため、学習指導要領の改訂に伴い変更された評価方法への対応、指導と評価の一体化による学力向上、校務の効率化によって生み出される時間を子どもとの関わりへ還元させることなどを目的とし、小学校においても校務支援システムを導入するもの

### (2) 事業スケジュール

平成29年度 9月 情報システム評価  
          10月 関係課長会議  
平成30年度 10月 入札  
          1月 契約  
          2・3月 研修実施  
平成31年度 4月 全小学校で運用開始

### (3) 事業実施の効果

#### 指導と評価の一体化による学力向上

- ・データに基づく学力の分析が可能となることから、これまで以上に適切な指導と正確な評価が行われ、児童に対して学力向上に向けた具体的な指導・支援が可能となる。

#### 情報の一元化によるきめ細かな対応

- ・担任以外の教員が、児童の学力だけでなく出席状況等を共有できることから、児童に対するきめ細かな対応が可能となる。

#### 校務の効率化

- ・授業時数が自動計算されることにより、随時の管理作業が不要になる。
- ・児童の成績が自動集計されることにより、ヒューマンエラーが排除され、成績表の誤記載防止につながる。
- ・成績処理時間が短縮され、休日出勤も含めた勤務時間の縮減につながる。  
(中学校では、約7割の教員が誤記載防止、校務の軽減につながっていると回答)

### (4) 他自治体の導入状況

全国平均： 約84%が導入済(平成27年度文部科学省調査)  
指定都市： 18市が導入済  
県全体： 約80%が導入済  
県央地区： 概ね導入済

## 庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 15日

案件名	相模原市小中一貫教育の基本的なあり方の方針を定めることについて												
所管	教育	局区	学校教育	部	学校教育	課	担当者		内線				
概要	<p>小中一貫教育の効果が他の自治体で明らかになっているところ、平成28年4月には「義務教育学校」が新たな学校の種類として位置付けられた。</p> <p>本市においては、「相模原市教育振興計画」に基づき小中連携教育を推進しているところであるが、近年の国及び他自治体の動向を踏まえ、市立小・中学校における小中一貫教育の基本的なあり方について方針を定めるに当たり、協議会を新たに設置するもの</p>												
審議内容(論点)	<p>小中一貫教育の概要について</p> <p>相模原市小中一貫教育のあり方協議会の設置について</p>												
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名											
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	11月	8日	政策調整会議	年	月	日					
	局・区経営会議	平成29年	11月	22日	政策会議	年	月	日					
日程等調整事項	条例等の調整	要綱 制定あり		議会上程時期				報道への情報提供				なし	
	パブリックコメント	なし		時期				議会への情報提供				なし	
	審議会等、協議会等の設置	あり		個人情報の目的外利用等				なし					
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目			調整状況				
			情報公開課			協議会の設置について			調整済				
			総務法制課			協議会の設置要綱について			調整済				
	打合せ・会議の経過												
	月日		会議名等			内容							
H29.10.13		関係課長会議			相模原市立義務教育学校のあり方検討委員会の設置について								
備考													
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。					(局経営会議)					
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課		情報公開課			職員課			企画政策課				
	経営監理課		財務課			こども・若者支援課			総合学習センター				
	学務課		学校保健課			学校施設課			教職員人事課				
	教職員給与厚生課		青少年相談センター			スポーツ課			教育総務室				
	学校教育課												
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>既に国から小中一貫教育に関する様式が示されているが、外部からの意見は必要なのか。内部の検討だけではなく、外部の客観的な意見を参考に、本市としての方針を定めたいと考えている。義務教育学校になる場合、新校舎を設置する必要があるのか。設置方法については新校舎の設置以外にも施設一体型や分離型などの選択肢があり、既存の校舎の活用も可能である。</p> <p>校長会代表者は、協議会よりも検討会議の構成員とした方が、現場の意見を反映させるという意味では適切だと考えられる。</p> <p>検討する。( 検討の結果、校長会代表者を検討会議の構成員とすることとした。)</p> <p>【事務事業調整会議】</p> <p>今後、義務教育学校を設置する場合、対象としては小・中学校が1校ずつある学区内を想定しているのか。本市においては小・中学校が1校ずつある学区はあまりなく、小学校2校、中学校1校で義務教育学校を設置した他市の事例もあるため、必ずしも小・中学校が1校ずつある学区に設置する必要はないと考えている。</p>												

## 事案の具体的な内容

### 1 概要

小中一貫教育の効果が他の自治体で明らかになっているところ、平成28年4月には「義務教育学校」が新たな学校の種類として位置付けられた。

本市においては、「相模原市教育振興計画」に基づき小中連携教育を推進しているところであるが、近年の国及び他自治体の動向を踏まえ、市立小・中学校における小中一貫教育の基本的なあり方について方針を定めるに当たり、協議会を新たに設置するもの

#### 【小中連携教育とは】

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

#### 【小中一貫教育とは】

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

#### 【義務教育学校とは】

平成28年4月に学校教育法に新たに位置付けられた学校種。1人の校長の下、原則として小学校・中学校の両免許状を併有した教員が小中一貫教育を行う。

### 2 検討会議について

検討会議設置の目的：相模原市小中一貫教育の基本的なあり方について方針(案)を検討する。

構成員：次の組織の長及び相模原市立小学校・中学校長会の代表とする。

教育総務室、総合学習センター、学務課、学校保健課、学校施設課、学校教育課、  
教職員人事課、教職員給与厚生課、青少年相談センター、相模原市立小学校長会、  
相模原市立中学校長会

### 3 協議会について

協議会設置の目的：相模原市小中一貫教育の基本的なあり方について、情報交換及び意見交換を行う。

構成員：学識経験者（初等教育及び中等教育を専門とする大学教授、他自治体で小中一貫教育を行う学校の設置に関わった校長）、保護者（相模原市立小中学校PTA連絡協議会代表）

### 4 今後のスケジュール

平成29年12月	相模原市小中一貫教育のあり方検討会議（第1回）（基本方針(案)の検討） 相模原市小中一貫教育のあり方協議会（第1回）（基本方針(案)の意見聴取）
平成30年1月	相模原市小中一貫教育のあり方検討会議（第2回）（基本方針(案)の検討） 相模原市小中一貫教育のあり方協議会（第2回）（基本方針(案)の意見聴取）
平成30年2月	相模原市小中一貫教育のあり方検討会議（第3回）（基本方針(案)の決定）
平成30年4月	庁議（基本方針(案)の提示）
平成30年6月	議会へ基本方針、パブリックコメントの説明
平成30年7月	パブリックコメント実施
平成30年8月	教育委員会（基本方針の決定）

### 5 小中一貫教育により見込まれる効果

- ・学習指導上の効果（学力・体力の向上、学習習慣・生活規律の定着）
- ・児童生徒指導上の効果（不登校者数の減少、中学校進学時における不安の解消）
- ・教職員協働上の効果（小・中学校における指導内容の系統性の理解、共通する実践取組の増加及び指導方法の改善意欲の向上）

平成 29 年度 第 2 回 教育局 局経営会議 議事録

開催日 平成 29 年 11 月 22 日

出席者 教育長 教育局長 教育環境部長 学校教育部長 生涯学習部長  
教育総務室長 総合学習センター担当課長 学務課長 学校教育課長  
生涯学習課長

1 市立小学校における校務支援システムの導入について

( 説明者 : 総合学習センター担当課長 )

( 1 ) 主な意見等

成績処理における評価の基準は統一的なものとされたい。

導入の効果を最大限発揮するには、教員一人ひとりが導入の趣旨を十分に理解することが必要である。

研修を充実させる予定である。

( 2 ) 結 果

原案のとおり承認する。

2 相模原市小中一貫教育の基本的なあり方の方針を定めることについて

( 説明者 : 学校教育部長 )

( 1 ) 主な意見等

市として方針を定めるに当たって、どのような取組が特色として想定されるか。

方針の内容は今後検討していくものだが、小中一貫教育を導入した場合の教育課程編成や、小学校における教科担任制、学習指導要領の改訂に伴う小学校外国語教育への対応などは特色となり得る。

( 2 ) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上